自殺未遂当事者の会-芯-　会員規約

（第１条　名称）

当会は「自殺未遂当事者の会-芯-」と称する。

（第２条　活動拠点）

当会は、活動拠点を札幌市内に置くこととする。

（第３条　事務局）

当会は、事務局を会長宅に置くこととする。

（第４条　組織）

当会は、自らが自殺未遂の経験を持つ者によって組織する。ただし、会計兼事務局長は例外を認めるものとする。

（第５条　趣旨及び目的）

当会は、自殺未遂の当事者及び未遂には及ばなかったものの自殺念慮を持つ当事者、あるいは、自殺遺族あるいは遺友である者が自らも自殺未遂や鬱に陥った当事者が、少しでも楽になることを目指し、自分の生きていく「芯」を持つ意味を探す場所であり、当事者がお互いにお互いを認め、当事者が支え合うことで共に成長することを目的とする会である。

（第６条　キーワード）

当会は、次のキーワードを活動において意識するものとする。

（１）「誰かを救う活動」ではなく「自分を救う活動」

（２）自分の明日は自分の「芯」が決める

（３）自分を見捨てない

（４）「自殺者を減らしたい」という「自分の願い」の実現

（第７条　事業）

当会は、次の事業を行う。

（１）自殺未遂当事者がその体験を広く市民に語り伝える講演事業

（２）自殺未遂当事者がその体験を会員同士で語り合う事業

（３）自殺未遂当事者が同じような体験を持つ市民の話を聴く事業

（４）その他付随する多種多様な事業

（第８条　役員及び任務）

当会は、次の役員を置き、任期は特に定めないものとする。

（１）会長　１名　会を代表し、総括する者

（２）副会長　０～１名　会長を補佐し、運営にあたる者

（３）会計兼事務局長　１名　会の出納その他の事務にあたる者

（第９条　役員の選任）

当会は、会長が他役員の選任を行う。

（第１０条　会議）

当会は、次の種類の会議を行う。

（１）毎年の事業年度末に開いて決算報告等を行う全会員対象の総会

（２）必要に応じて随時開いて決議を行う役員対象の役員会議

（３）必要に応じて随時開いて話し合いを行う全会員対象の日常会議

（第１１条　活動資金の種類）

当会は、活動資金の種類について次の通り定める。

（１）会員会費

（２）寄付金

（３）事業収入

（４）販売収入

（５）その他の収入

（第１２条　活動資金の管理）

当会は、活動資金を現金小口財布で管理し、会計兼事務局長が管理を担当する。また、会計ソフトを使用して帳簿を作成する。

（第１３条　活動資金のうち予算及び決算全般）

当会の予算は、次の通りとする。

（１）活動ごとの必要経費を見積、確保する

（２）予算の見積は後の状況に合わせ、柔軟に見直すことができる

（３）決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越す

（４）収支計算書等の書類は会計兼事務局長が作成する

（第１４条　決算に関する書類の閲覧）

当会は、決算に関する書類を、全会員及び一般市民が自由に閲覧できるよう、公式サ

イト等で公開する。

（第１５条　剰余金の分配禁止）

当会は、剰余金の分配を禁ずる。

（第１６条　入会及び会費）

当会は、次の条件を全て満たし、かつ会長が承認した者のみ入会することができるものとする。また、会費はいずれのタイミングに入会した場合であっても、月額 500 円を納入しなければならないものとする。ただし、会計事務局長については自殺未遂当事者に該当していなくても構わないものとする。

（１）活動拠点に集うことのできる者であること
（２）手段や程度を問わず自殺未遂の当事者であること
（３）当会の会員規約に従うことのできる者であること

（第１７条　退会）

当会は、退会を希望する者は会長に報告しなければならないものとし、会費は報告のあった月までの分を納めるものとする。また、次のいずれかに該当する者については、会長及び副会長の判断によって強制退会させることができるものとする。

（１）会員規約違反の行為を注意しても繰り返した者
（２）あらゆる手段を試みても６ヶ月以上連絡が取れない者
（３）上記のほか、当会の運営上好ましくないと、会長及び副会長が認めた者

（第１８条　免責規定）

当会および当会会員は、活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。

（第１９条　解散）

当会は、次の事由により解散するものとする。

（１）会員がゼロ人になった時
（２）会員全員が合意した時
（３）他の組織に合併・吸収される時

附則

・事業年度及び会計年度は毎年１月１日から 12 月 31 日までとする
・この規約は 2021 年６月 11 日より施行する
・当会の設立年月日は 2021 年６月 10 日とする
・この規約で規定されていない事項については、会長及び役員による会議を開いて決議する

設立時役員は次の通りである。

（１）会　　長　土屋さつき
（２）副　会　長　なし
（３）会計兼事務局長　内田貴之